

京都銀行 確定拠出年金定期預金・1年

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

1年（満期日は預入日の1年後の応当日です。）

4. 商品提供会社

株式会社京都銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は市場金利の動向に応じて見直し、原則毎週月曜日（銀行窓口休業日の場合には翌銀行窓口営業日）より新金利を適用します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。（固定金利です。）

7. 利払方法

満期日または期限前解約時に一括して付利します。
満期日には、利息を元金に組入れて同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

8. お利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヶ月複利の方法で利息を計算します。

9. お利息に対する課税

確定拠出年金制度では利息については非課税となります。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組入れて同一期間で自動継続いたします。
なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払い致します。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数に応じた次の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）を適用します。

A) 6カ月未満 解約日における普通預金の利率
B) 6カ月以上1年未満 約定利率×50%

ただし、上記Bにより計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日（または継続日）から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日までの日数および預入時（継続をしたときはその継続日）の約定金利によって計算し、かつ利息を一部解約後の残金に組み入れて同一の期間で自動継続します。

13. お申込単位

預入金額は1円以上1円単位です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者ごとの持分についての計算は元金によるものとします。
なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

京都銀行 確定拠出年金定期預金・1年

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険の対象となります。
金融機関毎に、1預金者あたり元本合計
1,000万円までとその利息が保護されます。

※金融機関名義の預金は預金保険の対象外とな
りますが、確定拠出年金制度の資産管理機関
名義、または国民年金基金連合会からの委託
を受けた事務委託先金融機関名義の預金につ
いては、加入者の個人別管理資産額に相当す
る金額の部分を当該加入者の預金に係る債権
とみなして、預金保険制度の保護の対象とし
ております。

ただし、京都銀行に本商品以外の預金があるとき
は、その預金を優先し、本商品と合計で1預金者
あたり元本合計1,000万円までとその利息が保
護の範囲となります。

なお、決済用預金*に該当する預金(決済用普通預
金、当座預金、別段預金の一部)がこれとは別に全
額が保護されます。

*預金保険法により「無利息(お利息がつかない)」「要求払い(いつ
でも払い戻しができる)」「決済サービス(口座振替等)を提供できる
こと」の3要件を満たす預金と定められています。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日(継続をしたと
きは最後の継続日)から1年後の満期日に約定金
利で計算した利息を元金に組み入れて、自動継続
します。
また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みま
す)した場合でも、所定の中途解約利率により計
算した利息と元金をお支払いいたします。
商品提供金融機関(京都銀行)の破綻時におい
て、預金保険制度の保護範囲を超える元金および
利息については保護されないおそれがあります。

18. 銀行取引についてのご相談等

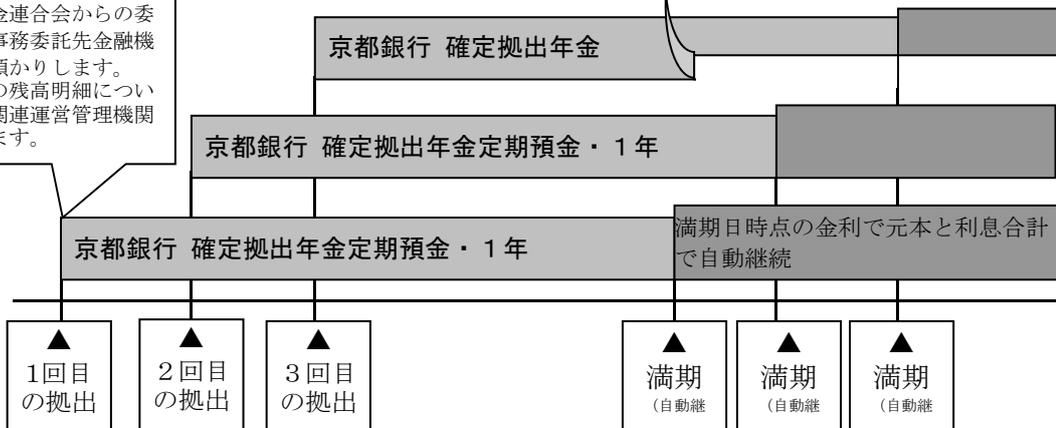
当行が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または
03-5252-3772

商品の説明図

同じ日の定期預金をまとめて
資産管理機関の名義、または
国民年金基金連合会からの委
託を受けた事務委託先金融機
関名義でお預かりします。
加入者個人の残高明細につい
ては、記録関連運営管理機関
で管理されます。

いつでも元本の一部解約し、他の商
品へ預け替えができます。その場合
の利率は、引き出し部分は期限前解
約利率、残金部分は預入日または継

他の商品へ



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。